豚コレラ対策等の強化を求める意見書(案)

昨年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、これまでに5府県で12万頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらし、発生府県の関係者等による懸命な努力にもかかわらず、依然として、養豚農場での発生や野生イノシシの感染拡大が続いており、養豚農家や地方団体等は危機感を募らせている状況にある。

豚コレラが発生した場合は、養豚農家はもとより、地域経済に甚大な被害を及ぼすことから、発生予防措置を講じることが重要であり、養豚農家においては、農場消毒の実施や農場周囲の防護柵設置など、野生動物や人・車両を介して病原体が農場内に侵入することを防ぐための環境整備が必要となっている。

また、万が一発生した場合は、さらなる感染拡大を阻止するため、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることが必要となる。

この様な状況下において、有効なワクチンがなく近隣国で感染が拡大している アフリカ豚コレラ等の新たな家畜伝染病の国内侵入も懸念される。

よって、国におかれては、豚コレラ等の感染拡大の防止及び発生時の防疫対応 が迅速かつ円滑に図られるよう、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 豚コレラの感染拡大の防止及び速やかな終息に向けた対策を強化すること。
- 2 野生動物や車両等による病原体の侵入防止対策など、養豚農家が行う衛生管 理施設整備等や関連事業者が行う感染防止対策に対して支援を行うこと。
- 3 発生時において、迅速に人や資材の確保ができるよう、広域的な体制づくり 及び資材の備蓄・供給に要する財政的支援の拡充を図ること。
- 4 海外からの豚コレラ等の病原体の侵入を防止するため、動物検疫所の機能・体制強化を図り、空港等での水際対策を強化・徹底することに加え、豚コレラ等発生国に対し、畜産物等の持ち出しによる豚コレラ等の病原体の流出対策についても働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月3日

香川県議会